

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月21日

京都市人事委員会委員長 松井 珍男子

京都市人事委員会規則第4号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第45号を第46号とし、第12号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 財団法人伝統的工芸品産業振興協会

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)